

2019（平成31）年2月1日

会員事業場 様

大阪労働局長登録教習機関（登録第1号）
公益社団法人 大阪労働基準連合会
一般社団法人 岸和田労働基準協会

玉掛け技能講習開催案内

労働安全衛生法第76条(技能講習)の規定(つり上げ荷重1トン以上のクレーン等の玉掛け業務に従事する者は、技能講習修了者でなければならない。)により、標記講習会を下記要領にて開催致します。
つきましては、この機会にぜひ資格取得されますよう御案内申し上げます。

記

1 講習日時 ※学科及び実技とも夜勤明けでの受講とならないように、ご配慮いただきますようお願い致します。

■学科日時 4月10日(水) 9時40分～17時40分及び4月11日(木) 9時30分～16時25分

学科講習(クレーンの知識 力学に関する知識 玉掛けの方法 関係法令)及び(学科試験)

※ 受付は開講の30分前から行います。(会場の都合により受付開始が遅れる場合がございます。)

学科会場 エブノ泉の森ホール 2階会議室(大)

(裏面地図参照) ※当日持参: テキスト(当日配布)、筆記用具、受講票

■実技日時 (実技講習及び実技試験)

1班 4月20日(土)8時30分～17時30分 2班 5月11日(土)8時30分～17時30分

※ 受付は開講の30分前から行います。

実技会場 住友重機械ギヤボックス株式会社「南海本線貝塚駅下車旧26号線脇浜歩道橋西へ入る」

(裏面地図参照) ※当日持参: 手袋(皮手)、安全靴、長袖作業服、ヘルメット、脚絆(きゃはん)、筆記用具、テキスト、受講票、印鑑をご持参下さい。(実技会場には、全員の駐車スペースがあります。)

2 受講者の資格

(A) 初めての者(未経験者)。

(C) クレーン運転士免許、移動式クレーン運転士免許等を受けた者、又は床上操作式クレーン運転技能講習、小型移動式クレーン運転技能講習を修了した者。【別紙1】

(D) クレーン等で、つり上げ荷重が1トン以上の玉掛けの補助作業の業務に6ヶ月以上従事した経験を有する者。【別紙3】

3 受講料 受講資格 (A)の場合 ¥23,220円(含:テキスト代1,620円、消費税1,600円)

(C)の場合 ¥19,980円(含:テキスト代1,620円、消費税1,360円)

(D)の場合 ¥21,060円(含:テキスト代1,620円、消費税1,440円)

☆免除希望者は、それぞれの資格を証明するもの(免許証、修了証等)の写しを受講申込書に添付してください。 ※受講料は理由の如何にかかわらずご返金できません。

4 定員 1班 30名 2班 30名 合計 60名(定員になり次第締切ります)

5 受付 仮申込受付日の午前9時からFAX受付致します。

仮申込受付日 2019(平成31)年3月14日(木)午前9時00分より「玉掛け技能講習受講申込書(仮申請用)」を岸和田労働基準協会FAX072-431-0322にて受付いたします。

6 申込締切日 2019(平成31)年4月1日(月)ただし、定員になり次第締め切ります。

7 申込先及びお問合せ先 岸和田労働基準協会 Tel 072-431-0321 Fax 072-431-0322まで

8 申込方法「受講申込書修了者台帳」に所要事項記入の上、証明写真(①無背景、写真専用紙使用②添付された写真が修了証の写真になりますので、写真に傷や折り目線があるもの、写真の表面に糊等が付着しているものは、再提出していただく場合がございます)と受講料を添えて当協会にお申込み下さい。

年 月 日

一般社団法人 岸和田労働基準協会 宛

FAX：072-431-0322

玉掛け技能講習受講申込書（仮申請用）

事業所名： _____ 担当部署： _____ TEL： _____

所在地： _____ 担当者： _____ FAX： _____

受講資格 A・C・D	ふりがな 受講者氏名	希望の班
		第1班 ・ 第2班

記

- 2019（平成31）年3月14日（木）午前9時からFAXにて仮受付を開始致します。
当日の午前9時以降、早めに当協会に「玉掛け技能講習受講申込書（仮申請用）」を送信し仮申請予約して下さい。
（仮申請予約はこの申込書をご使用下さい。）予約受付後、速やかに受付けた旨をご連絡いたしますので、2週間以内に（但し講習日初日までに2週間の期間がない場合は速やかに）正式申請をして下さい。
- 2週間以内に正式申請手続きを行わないと自動的に予約が無効となります。
- 正式申請に際しては、受講申込書修了者台帳に必要事項を記入し、受講料を添えて当協会までお申込み下さい。なお、法改正により本籍地記入の必要がなくなりました。
- 正式申込み以降の取扱いについて
 - 受講料は理由の如何にかかわらず払戻しできませんのでご了承下さい。
 - 講習日に1日でも欠席または遅刻されますと、受講を放棄したものととして取扱います。
 - 受講者の変更は講習初日の5日前まで可能です。但し、正式な申請書の提出が必要です。

以上

受講希望月	平成	年	月
-------	----	---	---

玉掛け技能講習 受講申込書 修了者台帳

・本様式は、A4版サイズで提出してください。(感熱紙不可)
※印鑑は記入しないこと。

※受付番号	
※修了証番号	
※修了証 交付年月日	

ふりがな				写真について 3.0cm×2.4cm 申請前6ヶ月以内に撮影し た上三分身正面脱帽のも の。(裏面に氏名を記入)	写真貼付 ↓	のりづけ
氏名						
生年月日	昭和・平成	年	月			
現住所	〒 _____ 携帯又はTEL ()					
勤務先	会社名	TEL ()				
	所在地	〒 _____				
連絡先	担当者名	部課名				TEL ()
講習科目の 受講の一部免除 希望の有無	力学・合図の免除希望	有	・	無	(有の場合は資格証の写を添付)	別紙1参照
	合図の免除希望	有	・	無	(有の場合は資格証の写等を添付)	別紙1参照
特別教育の 修了者で講習 科目の一部免 除希望の有無	合図の免除希望	有	・	無	(有の場合は資格証の写等を添付)	別紙2参照
備考	玉掛の補助作業6ヶ月以上従事した経験者は別紙3参照					

平成 年 月 日

大阪労働局長登録教習機関(登録第1号)
(公社)大阪労働基準連合会長 殿

《個人情報について》

上記の個人情報につきましては、当会が安全に管理し、本講習の実施目的以外には使用いたしません。
ただし、技能講習修了証明書発行事務局への情報の提供を行いますので、ご了解ください。

玉掛け技能講習の講習科目の受講の一部免除について

労働安全衛生法(昭和 47 年法律第 57 号)第 76 条の規定に基づく玉掛け技能講習規定の第 3 条の講習科目の受講の一部免除については、次のとおりです。

玉掛け技能講習規定第 3 条関係(下記に資格を証する書面の写しを貼付してください。)

1「力学に関する知識」の受講の免除対象者は、

- ① クレーン運転士免許、移動式クレーン運転士免許等を受けた者。
- ② 床上操作式クレーン運転技能講習・小型移動式クレーン運転技能講習を修了した者。

2「運転のための合図」の受講の免除対象者は、

- ① クレーン運転士免許、移動式クレーン運転士免許等を受けた者。
- ② 床上操作式クレーン運転技能講習・小型移動式クレーン運転技能講習を修了した者。
- ③ 労働安全衛生法施行令第 20 条第 6 号若しくは第 7 号の業務又は労働安全衛生規則(昭和 47 年労働省令第 32 号)第 36 条第 6 号若しくは第 15 号から第 17 号までの業務に 6 ヶ月以上従事した経験の有する者等。
(クレーン等の運転業務の特別教育修了者)

記

免許証等その資格を証する書面の写しをここに貼り付けてください。

- 1 クレーン運転士免許、移動式クレーン運転士免許
- 2 床上操作式クレーン運転技能講習・小型移動式クレーン運転技能講習修了証
- 3 ~~クレーン等の運転業務の特別教育修了証~~

※1 ~~クレーン等特別教育修了証がない場合には、以下の項目を記載すること。~~

実施年月日：平成 年 月 日 ～ 平成 年 月 日
(日間)

実施機関(事業場)名：
(所在地)：

受講記録(含：修了証明等)の提出(提出先において原本確認のうえ写しを添付)

※2 ~~受講記録がない場合には、以下の項目を記載すること。~~

- | | | | |
|------|----------------------|------|-----------|
| (学科) | 1. クレーン等に関する知識 | | |
| | (担当講師氏名：) | ・時間 | H) (規程3H) |
| | 2. 原動機及び電気に関する知識 | | |
| | (担当講師氏名：) | ・時間 | H) (規程3H) |
| (実技) | 3. 運転のために必要な力学に関する知識 | | |
| | (担当講師氏名：) | ・時間 | H) (規程2H) |
| | 4. 関係法令 | | |
| | (担当講師氏名：) | ・時間 | H) (規程1H) |
| (教材) | 5. クレーンの運転 | | |
| | (担当講師氏名：) | ・時間 | H) (規程3H) |
| (教材) | 6. クレーンの運転のための合図 | | |
| | (担当講師氏名：) | ・時間 | H) (規程1H) |
| (教材) | 1. テキスト(使用テキスト名：) | |) |
| | 2. クレーン(メーカー名：) | 型 式： |) |
- 上記 3 条 2③の証明欄 (つり上げ荷重：)

経験証明欄	証明(受講者)を受ける者 _____ は、 平成 年 月 日から平成 年 月 日までの間に 平成 年 月 日 事業者職氏名 _____ (印)
本人確認欄	上記の記載内容については、相違ありません。受講者氏名 _____ (印)

【玉掛け技能講習規程第4条第1項(特例)を受ける場合の添付書類】

講習時間16時間

クレーン等で、つり上げ荷重が1トン以上の玉掛けの補助作業の業務に6ヶ月以上従事した経験を有する者。

玉掛けの補助作業の実務経験証明

補助作業の期間	クレーンの種類または型式	荷の種類及び形状	具体的な作業内容
年 月 年 月	(つり上げ荷重 t)		
年 月 年 月			

○私は、玉掛け業務の有資格者_____氏の直接の指揮の下で玉掛けの補助作業に6ヶ月以上、間違いなく従事しました。

受講者氏名_____印

○上記の受講者が、枠内のおり玉掛けの補助作業の実務に就いたことを証明いたします。

平成 年 月 日

事業所名称_____

所在地_____

事業者職氏名_____印

1. クレーンの種類または型式は、天井クレーン、トラッククレーン等をいう。
2. 荷の種類は、一般的な名称(鋼材、コンクリート、木材等)をいう。
荷の形状は、鋼板、鋼管、棒鋼、ヒューム管、機械部品等をいう。
3. 具体的な作業内容は、製造工場での○○作業でその内の玉掛け補助作業の内容(用具等の準備、点検、玉掛けの助手等)をいう。